

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達に係るものである。

令和7年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

- (1) ガソリンハイオク 約75,000リットル
- (2) ガソリンレギュラー 約564,000リットル
- (3) 軽油JIS規格 約63,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県出納局総務課 岩手県盛岡市内丸10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月19日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地 岩手県石油商業協同組合 岩手県盛岡市清水町14番12号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) 1リットル当たり 190.3000円
- (2) 1リットル当たり 179.3000円
- (3) 1リットル当たり 160.6900円

6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当